

工作物(審査、検査、仮使用認定手数料)

I. 確認

(単位:円)

工作物		手数料の額
令138条第1項	工作物を築造する場合(第3条第1項第2~4号に掲げる場合を除く。)	45,000
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をBVJ以外の者から受けている場合	45,000
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をBVJから受けている場合	25,000
令138条第2項	同項第1号に規定する工作物(乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。))	50,000
令138条第2項第2号及び第3号	平成12年建設省告示1419号別表第1(二)項を除く:15m以内のもの	680,000
	同:15mを超え、20m以内のもの	1,020,000
	同:20mを超えるもの	1,445,000
	平成12年建設省告示1419号別表第1(二)項:15m以内のもの	935,000
	同:15mを超え、20m以内のもの	1,445,000
	同:20mを超えるもの	2,727,000
	平成12年建設省告示1419号別表第2:15m以内のもの	510,000
	同:15mを超え、20m以内のもの	850,000
同:20mを超えるもの	1,275,000	
令138条第3項	同項各号に規定する工作物	水平もしくは垂直面積を当該申請面積とし手数料規程別表1にて引用する

II. 完了検査

工作物		手数料の額(単位:円)		
		BVJで建築確認、中間検査又は仮使用認定を行ったもの	左記以外の場合	
令138条第1項	同項各号に掲げる工作物	54,000	69,000	
令138条第2項	同項第1号に規定する工作物(乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。))	係一の設申請数に 6以上	42,000	57,000
		2以上5以下	45,000	60,000
		1	51,000	66,000
令138条第2項第2号及び第3号	平成12年建設省告示1419号別表第1(二)項を除く:15m以内のもの	425,000	560,000	
	同:15mを超え、20m以内のもの	765,000	1,000,000	
	同:20mを超えるもの	1,190,000	1,550,000	
	平成12年建設省告示1419号別表第1(二)項:15m以内のもの	595,000	780,000	
	同:15mを超え、20m以内のもの	1,105,000	1,440,000	
	同:20mを超えるもの	1,700,000	2,210,000	
	平成12年建設省告示1419号別表第2:15m以内のもの	340,000	450,000	
	同:15mを超え、20m以内のもの	680,000	890,000	
同:20mを超えるもの	1,105,000	1,440,000		
令138条第3項	同項各号に規定する工作物	水平もしくは垂直面積を当該申請面積とし手数料規程別表7にて引用する		

III. 仮使用認定

工作物		手数料の額(単位:円)		
		BVJで建築確認又は中間検査を行ったもの	左記以外の場合	
令138条第1項	同項各号に掲げる工作物	49,000	62,000	
令138条第2項	同項第1号に規定する工作物(乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。))	係一の設申請数に 6以上	38,000	51,000
		2以上5以下	41,000	54,000
		1	46,000	59,000
令138条第2項第2号及び第3号	平成12年建設省告示1419号別表第1(二)項を除く:15m以内のもの	383,000	504,000	
	同:15mを超え、20m以内のもの	689,000	900,000	
	同:20mを超えるもの	1,071,000	1,395,000	
	平成12年建設省告示1419号別表第1(二)項:15m以内のもの	536,000	702,000	
	同:15mを超え、20m以内のもの	995,000	1,296,000	
	同:20mを超えるもの	1,530,000	1,989,000	
	平成12年建設省告示1419号別表第2:15m以内のもの	306,000	405,000	
	同:15mを超え、20m以内のもの	612,000	801,000	
同:20mを超えるもの	995,000	1,296,000		
令138条第3項	同項各号に規定する工作物	水平もしくは垂直面積を当該申請面積とし手数料規程別表7にて引用する		

確認検査業務手数料規程(平成27年9月28日)より抜粋